**岐阜県障害児入所施設等における性被害防止対策に係る**

**設備等支援事業費補助金申請要領**

**１　補助対象者**

　　補助金の交付対象となる者は、県内（岐阜市を除く。）において、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援及び第７条第２項に規定する障害児入所支援を行う法人であって、次に掲げる者を除きます。

(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(２)　役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人

(３)　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人

(４)　役員等が、その属する法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人

(５)　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人

(６)　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人

(７)　役員等が暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(８) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った法人

(９) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない法人

(10) 法令等に違反した法人又は法令等に基づく知事の処分に違反した法人

(11) 規則第４条の規定による申請をした法人に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない法人

(12) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める法人

**２　事業の内容**

　　施設又は事業所において、パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（療育の実践記録等）の記録などを行う設備等の導入費用に係る補助を行う 。

**３　補助対象経費**

２の事業に伴い必要となる、以下の経費を対象とします。

　▶ 需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）

　▶ 役務費（通信運搬費、手数料）

　▶ 委託料

　▶ 備品購入費

※なお、補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象です。

**４　補助事業実施単位について**

　　運営者の単位ごと（１法人ごと）

**５ 補助率・補助額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準額 | 補助率 | 補助金の額 |
| １事業所あたり100千円 | ３／４ | 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額 |

　　※補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てて申請してください。

**６　申請受付期間**

　　令和６年１１月２８日（木）から令和６年１２月２０日（金）まで  
　　　※申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。

**７　申請の手続**

　(1) 補助金申請の流れ

補助事業者 県

①交付申請書の提出 ②申請書類の審査

④事業着手※ ③補助金交付決定・通知

⑤（事業完了後）実績報告書の提出　 ⑥補助金額の確定

⑦補助金交付請求書の提出 ⑧補助金額の支払

　※　令和６年４月１日以降に契約・発注したものも対象とします。

　※　補助事業の完了後３０日以内、または令和７年２月２８日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。なお、交付決定を受領する時点で補助事業が完了している場合は、交付決定の日から１４日以内に提出してください。

　(2) 提出書類

・同一法人内の複数事業所において事業を行う場合は、法人単位で作成し、提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提出書類一覧 |
| (1) | 岐阜県障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調（第１号様式別紙１） |
| (2) | 岐阜県障害児入所施設等における性被害防止対策に係る  設備等支援事業費補助金収支予算書（第１号様式別紙２） |
| (3) | 補助対象経費算定根拠となるもの（見積書、導入予定の設備・物品のカタログ等） |
| (4) | 口座振込先登録依頼書（必要な場合） |
| (5) | 申請時チェックリスト（別添　申請時チェックリスト） |

　(3) 申請書類の入手方法

　　　岐阜県公式ホームページからダウンロード

　　　【URL】<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/377850.html>

　(4) 提出方法

　　・申請書類は、電子メール又は郵送により、以下の提出先に提出してください。

　　　　岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係

　　　　〒500-8570　岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

　　　　TEL：058-272-1111（内線3491）

　　　　E-mail： [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

　　　　※電子メールの場合、メールは何通になっても構いませんので、１つのメールに添付するファイルのサイズ合計は10MB以下となるようにしてください。

**８　留意事項**

　○対象施設について  
補助対象となる施設は、以下のとおりです。

　　・障害児入所施設

　　・障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）

　○対象事業の制限について

　　次に掲げる事業については、対象としません。

　　▶ 県から他の補助金等の交付を受けている事業

　　▶ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

　　▶ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

　○事業の実施時期について  
　補助対象事業は、原則として令和７年２月末日までに支払いまで完了することが必要です。

　○交付申請から交付決定までの期間について  
　提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、交付決定の通知を送付します。

　○事業実施に関して

・対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、 対象とする設備が適正価格であるかを十分に勘案したうえで購入等を行うこと 。

・カメラ設置の要否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。

・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。

・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第２条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

　また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

　○その他  
▶ 必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めることがあります。  
▶ 申請にあたっては、この要領のほか、交付要綱を十分に確認してください。  
▶ 実績報告書（交付要綱第９号様式）の提出については、手続き表に記載のとおりですが、以下の書類添付を想定していますので、予めご承知おき願います。  
　・精算書（交付要綱第９号様式別紙１）

　・収支決算書（交付要綱第９号様式別紙２）  
　・導入実績及び金額の確認できるもの  
　　　- 契約書、納品書、請求書、領収書それぞれの写し  
　　　　※契約書がない場合、請書、注文書でも可  
　・写真（以下を含む４点以上）

　　　　　- 導入した装置・機器の本体及び付属品等

　　　　　- 導入した装置・機器の本体に「R６年度岐阜県障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金にて導入」と表示した箇所

　　　　　- 導入した装置・機器を設置した部屋等の全景

　　　　　　※利用者が写る場合、特定できないように配慮を

　　　　　- 導入した装置・機器に表示された製品名、型番等とそれが記載された納品書の原本を一緒に1枚の写真に写したもの